

証券コード 3739
2023年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地
コムシード株式会社
代表取締役社長 塚原謙次

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.commseed.net/ir/library/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、名古屋証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【名古屋証券取引所ウェブサイト（名証上場銘柄情報）】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



（上記の名証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コムシード」または「コード」に当社証券コード「3739」を入力・検索し、「基本情報」、「適時開示情報」を順にご選択いただき、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ。後述のご案内に従って2023年6月22日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日） 午前10時00分
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都台東区秋葉原1番1号 秋葉原ビジネスセンター
ミーティングスペースA P 秋葉原 5階会議室
3. 目的事項
報告事項
1. 第32期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに行使してください。

(3)インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合

インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4)代理人により議決権を行使される場合

議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

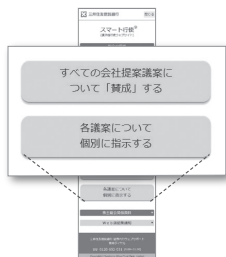
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

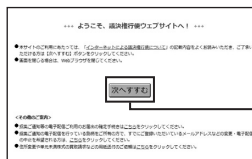
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

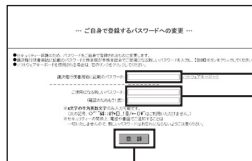
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は前連結会計年度までモバイル事業の単一セグメントとしておりましたが、当連結会計年度において、ブロックチェーン事業参入を目的とし、株式会社HashLinkを設立し子会社としたことから、同社を連結の範囲に含めるとともに、同社を含めた当社グループの営む事業について、今後の事業戦略等を踏まえ報告セグメントの見直しを検討した結果、当連結会計年度より「モバイル事業」及び「ブロックチェーン事業」へと報告セグメントを変更しております。このため、セグメント別の前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

当社グループはソーシャルゲームを中心とするモバイル事業を展開しております。同時に次の柱となる新たな事業の構築を目指し、当事業年度より新セグメントであるブロックチェーン事業を立ち上げました。

セグメント別の経営成績と、展開する事業におけるサービス分野別の主な取り組みは以下の通りです。

イ. モバイル事業

主力であるソーシャルゲーム運営を中心に、有料ゲームアプリの開発・販売、受託事業、広告事業等を展開しております。『グリパチ』等の既存ソーシャルゲームおよび受託開発事業が好調に推移した一方、新規リリースしたソーシャルカジノゲームが想定を下回りサービスを早期に終了することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,820,707千円、セグメント利益は29,715千円となりました。

モバイル事業の具体的な取り組みは下記の通りです。

1) ソーシャルゲーム

主力サービスのバーチャルホール『グリパチ』が引き続き堅調に推移いたしました。定期的な新アプリの投入やYouTube生放送と連動したイベントなど各種施策が功を奏し、安定した収益を確保しております。一方で、12月には新規ソーシャルカジノゲーム『カジノクルーズ』を国内向けにリリースいたしました。想定した売上に満たずサービス終了を決定しております。

2) 有料アプリ

年間でパチンコアプリ1本、パチスロアプリ1本、エンタメアプリ1本の計3本のリリースを実施しております。うち1本のパチスロアプリは当期末のリリースとなったため、翌期以降の業績に寄与する見通しです。

3) 受託開発および運營業務

株式会社アイビープロGRESSで進行している受託開発が収益に寄与しているほか、ストック型案件を引き続き運用しております。

4) 広告事業

ゲーム内広告をはじめとする広告事業については、無料広告モデルのゲームを新たに2本投入するなど、引き続き前年を大幅に上回るペースで推移しております。

ロ. ブロックチェーン事業

2022年4月、当社グループのブロックチェーン事業を担う目的で、100%子会社である株式会社HashLinkを設立し、初のNFTプロジェクト『Tokyo Mongz Hills Club』を立ち上げました。

その結果、当連結会計年度における当事業の売上高は165,192千円、セグメント利益は35,934千円となりました。ブロックチェーン事業における主な取り組みは下記の通りです。

1) PFP※ (Profile Picture)

当連結会計年度において、国内発NFTプロジェクト『Tokyo Mongz Hills Club』のセールを3回に分けて実施いたしました。(※SNS等でアイコンとして使用される画像NFT)

2) その他

『Tokyo Mongz Hills Club』をジェネシスとしたさまざまなプロジェクト、GameFi関連事業等を準備しております。これらのプロジェクトは2024年3月期においてリリース予定です。

今後もブロックチェーン領域は株式会社HashLinkが中心となり、PFPはもちろん、GameFi領域にも事業を展開してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高が1,985,899千円（前連結会計年度比3.7%増）、営業利益は60,007千円（同34.9%減）、経常利益は48,991千円（同34.6%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は115,776千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益83,962千円）となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は146,657千円であります。
その主なものは、スマートフォンネイティブアプリのソフトウェア開発費用であります。

③ **資金調達の状況**

当連結会計年度において当社グループは、取引金融機関から150,000千円と当社の親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd. (韓国)から103,100千円の資金調達を行いました。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当連結会計年度において当社は、2022年4月22日付で、100%出資子会社の株式会社 HashLinkを設立しております。

また、2023年2月8日に関連会社である株式会社モビディックの株式を一部売却したことにより持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2022年 3 月期)	第 32 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (千円)	1,915,036	1,985,899
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	83,962	△115,776
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損失 (△) (円)	6.40	△8.82
総 資 産 (千円)	1,235,500	1,385,950
純 資 産 (千円)	861,638	751,915
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	64.99	56.42

(注) 当社は第31期より連結計算書類を作成しているため、第30期以前の記載はありません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (2020年 3 月期)	第 30 期 (2021年 3 月期)	第 31 期 (2022年 3 月期)	第 32 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高 (千円)	1,171,372	1,430,606	1,924,136	1,824,704
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	17,693	△169,700	111,546	75,153
当期純利益又は当期純 損失(△) (千円)	△54,755	△414,460	112,454	△105,046
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損失 (△) (円)	△4.77	△34.63	8.57	△8.00
総 資 産 (千円)	996,091	1,097,253	1,248,820	1,322,104
純 資 産 (千円)	672,437	760,585	882,085	785,092

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式数を除く)により算出しております。

2. 当社は、2020年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で1株につき2株の

株式分割を行っております。そのため、第29期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社であるCykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)は、当事業年度末日現在当社の株式6,860,924株(所有議決権比率52.25%)を保有する当社の筆頭株主であります。

また、当社と同社の人的関係については、当社取締役の趙容峻はCykan Holdings Co.,Ltd.(韓国)の代表取締役を、金智英および金永竣は取締役を兼務しておりますが、営業上の取引関係はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
CommSeed Korea Co., Ltd.(韓国)	9億9,000万ウォン	100%	モバイルコンテンツ制作
株式会社アイビープログレス	10百万円	100%	ソフトウェアの開発及びゲームソフトの企画、制作、販売
株式会社HashLink	10百万円	100%	NFT 関連事業、GameFi 関連事業 その他ブロックチェーン技術に関する事業

(注) 2022年4月22日に、株式会社HashLinkを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は次のとおりであります。

① 既存事業による収益基盤の維持・強化

スマートフォンゲーム市場においては、市場環境やユーザーの嗜好、トレンドなど急変する要素が多いことから、事業の継続性と成長のためには新たな収益源の創出を継続的に行うことが必要です。そのためには、安定した収益基盤の維持が重要となってまいります。まずは主力事業であるソーシャルゲーム『グリパチ』、有料アプリ、ゲームパブリッシング事業及び受託事業など既存事業の維持で足場を固め、収益基盤を維持してまいります。

② 新規ビジネスの早期事業化

当社グループが中長期的な成長を目指すには、『グリパチ』に続くコアタイトルの育成と収益源の多様化が重要となるため、引き続き新規タイトルの発掘育成を継続していくほか、新規ビジネスを早期に軌道に乗せることが重要な課題です。

当期においてはNFT及びGameFi事業を推進する株式会社HashLinkを設立し、ブロックチェーン事業を立ち上げておりますが、引き続き同事業を成長させるべくプロジェクトを推進するほか、新たな事業開拓を継続し、引き続き業容拡大を目指してまいります。

③株主の皆様への利益還元

当社は、前期に続き、繰越利益剰余金が欠損の状態となっております。このため当期及び次期の株主配当につきましても、誠に遺憾ではございますがその実施を見送らせていただくことといたしました。剰余金配当については、業績や経営基盤の充実並びに将来の成長などを総合的に勘案し、継続的に実施しなければならないとの基本認識でおり、引き続き早期に配当原資とすべき利益の計上を行えるよう、収益基盤の強化を図ってまいります。株主の皆様には、何卒ご理解のうえ、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業内容	主要サ ー ビ ス
モバイル事業	スマートフォンアプリの企画・開発・運営 ソーシャルゲームの企画・開発・運営 ゲームパブリッシング事業
ブロックチェーン事業	NFT 関連事業 GameFi 関連事業 その他ブロックチェーン技術に関する事業

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

本社（東京都千代田区）

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
モバイル事業	72 (4) 名
ブロックチェーン事業	6 (1) 名
合計	78 (5) 名

(注) 使用人は就業員数であり、顧問、嘱託社員及び契約社員は () 内に外数で記載しております。

(注) 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況をセグメント別に記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64 (3) 名	－ (－) 名	39.7歳	7.9年

(注) 使用人は就業員数であり、嘱託社員及び契約社員は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	132,200千円
Cykan Holdings Co.,Ltd. (韓国)	103,000千円
株式会社りそな銀行	58,300千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 52,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,129,916株
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は11,800株増加しております。
- (3) 株主数 3,197名

(4) 大株主 (上位10名)

順位	株主名	持株数	持株比率
1	Cykan Holdings Co.,Ltd. (韓国)	6,860,924株	52.25%
2	日本証券金融株式会社	238,700株	1.81%
3	株式会社SBI証券	214,600株	1.63%
4	羽成正己	136,300株	1.03%
5	田川宗良	90,000株	0.68%
6	坂本光伸	72,000株	0.54%
7	株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ	71,300株	0.54%
8	松井証券株式会社	68,100株	0.51%
9	マネックス証券株式会社	67,300株	0.51%
10	福井満	66,900株	0.50%

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。
2. 持株比率は、自己株式 (148株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第7回新株予約権 (株式報酬型新株予約権)	第8回新株予約権 (株式報酬型新株予約権)	第9回新株予約権 (株式報酬型新株予約権)	
発行決議日	2020年6月23日	2021年6月23日	2022年6月28日	
新株予約権の総数	113個	148個	230個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式11,300株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式14,800株 (新株予約権1個につき100株)	当社普通株式23,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり65,900円 (1株当たり 659円)	新株予約権1個当たり23,600円 (1株当たり 236円)	新株予約権1個当たり59,700円 (1株当たり 597円)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)	
新株予約権の行使期間	2021年8月1日から 2030年7月31日まで	2022年8月1日から 2031年7月31日まで	2023年7月23日から 2032年7月22日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)			
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 113個 目的となる株式数 11,300株 保有者数 4名	新株予約権の数 121個 目的となる株式数 12,100株 保有者数 4名	新株予約権の数 218個 目的となる株式数 21,800株 保有者数 6名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 27個 目的となる株式数 2,700株 保有者数 3名	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 3名
新株予約権の行使による株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>			

(注) 1. 新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- (a) 本新株予約権の行使期間の初日から1年間
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の15%

- (b) 上記 (a) の期間の終了後から1年間
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の35%
 - (c) 上記 (b) の期間の終了後から1年間
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の65%
 - (d) 上記 (c) の期間の終了後から本新株予約権の行使期間の満了日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

第9回新株予約権（株式報酬型新株予約権）			
発行決議日	2022年6月28日		
新株予約権の総数	125個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式12,500株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり59,700円 (1株当たり 597円)		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり 1円)		
新株予約権の行使期間	2023年7月23日から2032年7月22日まで		
新株予約権の行使の条件	(注)		
使用人等への 交付状況	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>当社使用人</td> <td> 新株予約権の数 125個 目的となる株式数 12,500株 交付者数 16名 </td> </tr> </table>	当社使用人	新株予約権の数 125個 目的となる株式数 12,500株 交付者数 16名
当社使用人	新株予約権の数 125個 目的となる株式数 12,500株 交付者数 16名		
新株予約権の行使による株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>		

- (注) 1. 新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- (a) 本新株予約権の行使期間の初日から1年間
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の15%
 - (b) 上記(a)の期間の終了後から1年間
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の35%
 - (c) 上記(b)の期間の終了後から1年間
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の65%
 - (d) 上記(c)の期間の終了後から本新株予約権の行使期間の満了日まで
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚原謙次	CEO 株式会社アイビープログレス代表取締役 株式会社HashLink取締役 CommSeed Korea Co.,Ltd.取締役 株式会社WEARE取締役 株式会社GRIP取締役
専務取締役	羽成正己	CTO 株式会社アイビープログレス監査役
取締役	李炫雨	株式会社HashLink代表取締役 CommSeed Korea Co.,Ltd.代表取締役
取締役	趙容峻	Cykan Holdings Co.,Ltd.代表取締役 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役 仁川都市観光株式会社代表取締役 株式会社Green paradise取締役
取締役	金智英	Cykan Holdings Co.,Ltd.取締役 株式会社CNN INVESTMENT代表取締役 仁川都市観光株式会社取締役 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役
取締役	金永竣	Cykan Holdings Co.,Ltd.取締役 CommSeed Korea Co.,Ltd.取締役 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役
取締役 (監査等委員)	飯田三郎	
取締役 (監査等委員)	岡本光樹	岡本総合法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	谷口郁夫	谷口パートナーズ国際会計・税務事務所 代表 GMOクリック証券株式会社 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 当社は、飯田三郎氏、岡本光樹氏及び谷口郁夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その限度額は会社法第425条第1項に定める額としております。
2. 当社は、当社の取締役（社外取締役含む）及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者の範囲として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担いたします。

3. 飯田三郎氏、岡本光樹氏及び谷口郁夫氏は社外取締役であります。
4. 当社は、社外取締役である谷口郁夫氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役（監査等委員） 飯田三郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務、会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員） 岡本光樹氏は、弁護士の資格を持ち、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しております。
7. 取締役（監査等委員） 谷口郁夫氏は、公認会計士の資格を持ち、財務、会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

2022年12月23日をもって、代表取締役副社長李正攝氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当はCOO、重要な兼職は株式会社HashLink代表取締役、CommSeed Korea Co.,Ltd.取締役、株式会社モビディック取締役でありました。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年6月23日開催の第30回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、同日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、次のとおり決議しております。

1) 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月額固定報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストック・オプションを組み合わせ支給する。月額固定報酬は、当社の業績向上に資するため、優秀な人材を確保・維持できる適切かつ安定的な水準とすることに加え、経営環境等についても勘案するべきものと考え、職務執行の対価としての金銭による月額固定報酬を支給する。業績連動報酬は、事業年度毎の業績により短期的なインセンティブとして支給する。

株式報酬型ストック・オプションは、株主の利益を重視した事業展開を目的とし、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを取締役（監査等委員である取締役を除く。）が株主と共有することで、株主価値及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めるため、中長期的なインセンティブとして支給する。

2) **月額固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期及び条件の決定に関する方針を含む。)**

月額固定報酬は、決定を年1回とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を株主総会で定められた報酬限度額内において、業績拡大と企業価値の向上に対する報奨として有効に機能することを目的に、同業種・同規模の企業と比較し、業績、役位、貢献度等を勘案して決定する。

3) **業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期及び条件の決定に関する方針を含む。)**

業績連動報酬は、各事業年度の業績により、役位、貢献度等を勘案し、支給の有無も含め決定する。

4) **株式報酬型ストック・オプションの内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期及び条件の決定に関する方針を含む。)**

株式報酬型ストック・オプションは、企業価値向上へのインセンティブをより高められるように、報酬等を与える時期および条件を勘案して決定する。

5) **月額固定報酬額と株式報酬型ストック・オプションの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

月額固定報酬額と株式報酬型ストック・オプションの割合は、月額固定報酬支給の有無、中長期的な経営戦略及び新規事業の関与比重を踏まえ、決定する。

6) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の具体的内容の決定については、定時株主総会後に開催される臨時取締役会の決議により代表取締役社長が委任を受け、決定する。

なお、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、これら決定方針に沿うものと判断しております。

② **取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年6月23日開催の第30回定時株主総会において年額1億2千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役0名）です。

また、当該金銭報酬の額の枠内で、2021年6月23日開催の第30回定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額3千万円以内および年73,000株以内とすることにつ

いて決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役0名）です。

当社監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月23日開催の第30回定時株主総会において年額2千4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、当該金銭報酬の額の枠内で、2021年6月23日開催の第30回定時株主総会において、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額370万円以内および年9,000株以内とすることについて決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月23日開催の取締役会において代表取締役社長CEOの塚原謙次に取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うのに最も適しているからであります。なお、取締役の報酬等の内容の決定に関与する委員会は存在しません。また、ストック・オプションについては、取締役会において取締役個人別の割当数を決議しております。

④ 役員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	57,979 (-)	50,925 (-)	- (-)	7,054 (-)	7 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13,717 (3)	13,413 (3)	- (-)	304 (3)	3 (3)
計	71,697 (3)	64,338 (3)	- (-)	7,359 (3)	10 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には退任した取締役の給与を含み、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 当社は2006年5月22日開催の取締役会において、2006年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、2006年6月27日開催の定時株主総会において、同制度の廃止に伴う打ち切り支給を行うことを決議しております。従いまして、廃止時における引当額は対象となる役員の退職まで据え置き、2006年7月以降の新たな引当は行っておりません。なお、2023年3月31日現在の要支給額は18,427千円で、その内訳は取締役1名であります。
3. 非金銭報酬等として取締役に対してストック・オプションを交付しております。当該ストック・オプションの内容およびその交付状況は**3. 新株予約権等の状況**に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項**① 重要な兼職先と当社との関係**

取締役(監査等委員)岡本光樹氏は、岡本総合法律事務所の弁護士を兼務しております。当社との関係は個人及び兼職先との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

取締役(監査等委員)谷口郁夫氏は、谷口パートナーズ国際会計・税務事務所の代表、GMOクリック証券株式会社の社外取締役監査等委員を兼務しております。当社との関係は個人及び兼職先との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会等への出席状況・発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要		
社外取締役 (監査等委員)	飯田 三郎	当事業年度に開催した取締役会18回全て及び監査等委員会12回全てに出席し、監査等委員会においては議長及び委員長として運営にあたるほか、取締役会においては監査等委員会を代表し、発言を行っております。これらにより、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	岡本光樹	当事業年度に開催した取締役会18回全て及び監査等委員会12回全てに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。これにより、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	谷口郁夫	当事業年度に開催した取締役会18回全て及び監査等委員会12回全てに出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。これにより、社外取締役に期待される役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 Mazars有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人と監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会で選定された監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制とその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすためリスク管理委員会を設置し、関連社内規程を整備するとともに、全役職員に周知徹底させる。
- 2) 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会及び社内的重要な会議に出席し、当社の決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに基づき、適合しているか確認する。
- 3) 当社のリスク管理委員会は、当社の従業員が、法令、定款及び社内規程などに基づき適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」に基づき監査し、その監査結果を当社の代表取締役および監査等委員会に報告する。当社の代表取締役は、その内容を定期的に当社の取締役会に報告する。
- 4) 当社は、法令上疑義のある行動等について当社の従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置、運営する。
- 5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、関連社内規程を整備し、文書又は電磁的媒体により記録のうえ、適切に管理、保存する。
- 2) 当社の取締役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社の取締役会は、当社の取締役の中からリスク管理委員会の委員長を任命し、リスク管理委員会により会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を整備する。
- 2) 当社のリスク管理委員会は、各部門の業務に付随したあらゆるリスク及び組織横断的なリスクに対応するため、各部門に対し、指導、助言を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限表」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- 2) 当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、重要事項の決定並びに当社の取締役の業務執行状況の監督などを行う。
- 3) 当社の取締役会は、将来の事業環境を踏まえ当社の全役職員の共通目標となる中期経営計画及び各年度予算を決定し、その進捗状況を適宜検証する。

4) 当社の担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を当社の取締役会に報告する。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 親会社と親会社以外の株主の利益が、実質的に相反するおそれのある親会社との取引、親会社の利益と当社の利益が相反するおそれのある取引に当たっては、その都度当社の取締役会に付議し慎重に審議のうえ、決定する。

2) 当社のリスク管理委員会は、当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう「子会社管理運営規程」を規定し、これに基づき当社はグループ会社を以下の通り管理する。

イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に、業務執行、財務状況その他重要な事項について「子会社管理運営規程」に基づき、当社への事前協議や報告を義務付けている。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理も含め、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。子会社は、リスクとその対策、組織体制、責任、権限などのルールを整備し運用する。

ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 子会社は、権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、その内容を当社へ報告する。子会社は、これに基づき適正かつ効率的に職務を執行する。

・ 子会社は、月次の業績概況等を当社へ報告し、当社はその内容について評価する。

ニ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 子会社の取締役は、社内規程等のルールを全役職員に周知徹底させる。

・ 当社の監査等委員は、必要に応じて、子会社の取締役会及び重要な会議に出席し、決議事項のプロセス・内容などが法令及び定款などに基づき、適合しているか確認する。

・ 当社は、子会社の従業員が、法令、定款及び社内規程などに基づき適正に職務を遂行しているかどうかを当社の「内部監査規程」に基づき監査し、その監査結果を当社および子会社の代表取締役、監査等委員会、監査役等に報告する。当社の代表取締役は、その内容を定期的に当社の取締役会に報告する。

・ 子会社は、法令上疑義のある行動等について従業員が直接情報提供を行う手段として、グループ共通の内部通報窓口を設置する。

・ 子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断する。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助するべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

当社の監査等委員会の監査業務を補助するために監査等委員会により指名された補助者を置く。

⑦ ⑥の補助者の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- 1) 当社の監査等委員会の監査業務を補助するために監査等委員会により指名された補助者は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。
- 2) 当社の監査等委員会を補助すべき補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社の監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

⑧ 当社の監査等委員会の補助者である使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会の監査業務を補助するために監査等委員会により指名された補助者の職務は、組織及び組織単位の業務分掌を定める規程に定め、監査等委員会の指示に従う体制を確保する。

⑨ 当社の取締役及び従業員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- 1) 当社の取締役及び従業員は、当社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生するおそれがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに当社の監査等委員会に報告する。
- 2) 当社の監査等委員会が選定する監査等委員は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができる。

⑩ ⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

⑨の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない旨、内部通報制度運用規程に規定している。

⑪ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査等委員(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用については、請求等に従い、速やかに処理を行う。

⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の代表取締役は、役職員に対する当社の監査等委員会の監査への理解及びその環境の整備に努める。
- 2) 当社の監査等委員会が選定する監査等委員は、必要と認めた場合は、特定の事項について、当社の内部監査責任者及びその他の部署の監査に対し協力を求めることができる。
- 3) 当社の監査等委員は、会計監査人との定期的な会合、会計監査人の往査などへの立ち会いのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求めるなど、緊密な連携を保ち、その監査業務を実効的に行えるようにする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決定した会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに定める会社の業務の適正を図るための体制の整備に関する基本方針に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用状況について評価を実施し、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備運用されていることを確認いたしております。

コンプライアンスに係る教育については、役職員全員に基本的事項の再確認や事例研究等の社内研修を実施することにより、法令及び定款の遵守並びにコンプライアンス意識の向上に努めました。また、リスク管理規程に基づき、当社の企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について必要な検討と内部通報制度の適正な運用を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、剰余金の配当につきましては、業績や経営基盤の充実並びに将来の成長などを総合的に勘案し、継続的に実施していくことを基本方針としています。

今後につきましても、この基本方針に基づきつつ、各期の業績等を勘案しながら、剰余金の配当について検討してまいります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,198,717	流動負債	544,234
現金及び預金	623,408	買掛金	91,657
売掛金	246,832	短期借入金	201,550
電子記録債権	22,500	1年内返済予定の長期借入金	26,945
棚卸資産	6,217	未払費用	64,047
前払費用	32,326	未払法人税等	8,296
短期貸付金	200,000	未払消費税等	3,064
暗号資産	47,259	契約負債	119,911
その他	21,124	賞与引当金	2,400
貸倒引当金	△951	その他	26,361
固定資産	187,232	固定負債	89,800
有形固定資産	10,969	長期借入金	65,105
建物	3,482	役員退職慰労引当金	18,427
工具器具備品	7,486	退職給付に係る負債	6,268
無形固定資産	58,628	負債合計	634,034
ソフトウェア	45,050	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	1,610	株主資本	734,672
のれん	11,282	資本金	1,139,662
その他	685	資本剰余金	570,771
投資その他の資産	117,634	利益剰余金	△975,708
投資有価証券	8,895	自己株式	△53
長期貸付金	70,438	その他の包括利益累計額	6,045
繰延税金資産	67,042	為替換算調整勘定	6,045
差入保証金	30,435	新株予約権	11,197
退職給付に係る資産	3,144	純資産合計	751,915
その他	8,116	負債純資産合計	1,385,950
貸倒引当金	△70,438		
資産合計	1,385,950		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月 1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,985,899
売上原価	1,309,784
売上総利益	676,115
販売費及び一般管理費	616,107
営業利益	60,007
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,357
補助金収入	4,757
為替差益	4,811
貸倒引当金戻入	488
その他	127
営業外費用	
支払利息	2,166
暗号資産評価損	17,403
その他	3,989
経常利益	48,991
特別利益	
新株予約権戻入益	5,459
関係会社株式売却益	7,595
特別損失	
投資有価証券評価損	21,705
減損	178,920
税金等調整前当期純損失 (△)	△138,579
法人税、住民税及び事業税法 法人税等調整額	19,650 △42,454
当期純損失 (△)	△115,776
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△115,776

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,094,427	流 動 負 債	498,761
現金及び預金	517,759	買掛金	120,567
売掛金	246,477	短期借入金	150,000
電子記録債権	22,500	1年内返済予定の長期借入金	26,945
仕掛品	2,009	未払金	9,923
原材料及び貯蔵品	34	未払費用	60,046
前払費用	31,806	未払法人税等	8,078
短期貸付金	250,000	契約負債	119,911
その他	24,787	預り金	3,289
貸倒引当金	△949	固 定 負 債	38,250
固 定 資 産	227,676	長期借入金	13,555
有 形 固 定 資 産	6,943	退職給付引当金	6,268
建物	2,539	役員退職慰労引当金	18,427
工具器具備品	4,403	負 債 合 計	537,012
無 形 固 定 資 産	34,070	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	33,512	株 主 資 本	773,895
ソフトウェア仮勘定	110	資本金	1,139,662
その他	448	資本剰余金	570,771
投資その他の資産	186,663	資本準備金	570,771
投資有価証券	8,895	利 益 剰 余 金	△936,485
関係会社株式	41,000	その他利益剰余金	△936,485
長期貸付金	110,438	繰越利益剰余金	△936,485
長期前払費用	8,096	自 己 株 式	△53
差入保証金	21,609	新株予約権	11,197
繰延税金資産	67,042	純 資 産 合 計	785,092
その他	20	負 債 純 資 産 合 計	1,322,104
貸倒引当金	△70,438		
資 産 合 計	1,322,104		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

募集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,824,704
売上原価		1,261,639
売上総利益		563,064
販売費及び一般管理費		487,053
営業利益		76,011
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,279	
貸倒引当金戻入	391	3,670
営業外費用		
支払利息	553	
支払手数料	791	
雑損	3,183	4,529
経常利益		75,153
特別利益		
新株予約権戻入益	5,459	
関係会社株式売却益	7,595	13,054
特別損失		
減損損失	105,505	
関係会社株式評価損	95,495	
投資有価証券評価損	21,705	222,705
税引前当期純損失(△)		△134,498
法人税、住民税及び事業税	13,001	
法人税等調整額	△42,454	△29,452
当期純損失(△)		△105,046

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

コムシード株式会社
取締役会 御中

Mazars 有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大矢昇太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蓮井玄二郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コムシード株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

コムシード株式会社
取締役会 御中

Mazars 有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 矢 昇 太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蓮 井 玄 二 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コムシード株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④新型コロナウイルス感染拡大問題に関してはテレワーク、オンラインの活用、在宅勤務の徹底、また韓国・中国の取引企業の動向把握など取締役の職務執行は適切であり指摘すべき事項は認められません。また東欧における地政学的リスクについては業務に支障をきたす事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mazars有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mazars有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

コムシード株式会社 監査等委員会

監査等委員 飯田三郎 (印)

監査等委員 岡本光樹 (印)

監査等委員 谷口郁夫 (印)

(注) 監査等委員飯田三郎、岡本光樹及び谷口郁夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	塚原謙次 (1975年2月1日生)	1997年4月 株式会社学生援護会入社 2001年9月 株式会社アイエスイー入社 2002年10月 株式会社ネプロジャパン入社 2004年4月 株式会社ネプロアイティ入社 2006年5月 当社セールス&マーケティングディビジョン メディアグループリーダー 2007年4月 当社モバイル事業本部マネジャー 2008年11月 当社モバイルビジネス本部ゼネラルマネジャー 2012年12月 当社執行役員 モバイルビジネス本部長 兼 経営 戦略室ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社専務取締役 兼 モバイルビジネス本部長 兼 経営戦略室ゼネラルマネジャー 2018年6月 株式会社WEARE取締役（現任） 10月 株式会社GRIP取締役 2019年6月 当社代表取締役社長 2020年11月 当社代表取締役社長CEO（現任） 2022年2月 株式会社アイビープログレス代表取締役（現任） 8月 株式会社HashLink取締役 9月 CommSeed Korea Co.,Ltd.取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイビープログレス代表取締役 CommSeed Korea Co.,Ltd.取締役 株式会社WEARE取締役	20,400株
（取締役候補者とした理由） 塚原謙次氏は、当社モバイルビジネス部門において要職を歴任するとともに、業界の動向や事業戦略に関する高い見識を有しております。その知見は当社成長戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	は 羽 成 正 己 (1963年11月27日生)	1985年 5月 株式会社日本テレネット入社 1994年 6月 マイクロワールド株式会社(現当社)取締役 1995年 6月 株式会社日本テレネット常務取締役 2003年 5月 当社専務取締役コンテンツサービス部長 2007年 4月 当社専務取締役C T O 兼 テクニカルセンター長 2008年11月 当社専務取締役C T O 2012年11月 当社代表取締役社長C T O 2016年 6月 当社代表取締役社長C T O 兼 開発本部長 2019年 6月 当社代表取締役副社長C T O 2020年 6月 当社専務取締役C T O (現任) 2022年 2月 株式会社アイビープログレス監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイビープログレス監査役	136,300株
(取締役候補者とした理由) 羽成正己氏は当社創立メンバーの一人であり、長年にわたり当社の技術部門を率いて数々のサービスを世に送り出してきた実績があります。また、技術部門のみならず、経営への高い見識を有していること、当社事業に深く精通していること等を勘案し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
3	い 李 炫 雨 (1975年 9月19日生)	2001年 9月 株式会社Wizmax入社 2003年 5月 株式会社Inforex入社 2006年 5月 株式会社SK Communications入社 2010年 6月 エヌ・シー・ジャパン株式会社入社 2011年 6月 株式会社CJ E&M入社 2016年11月 NHNハンゲーム株式会社入社 2017年11月 株式会社ストリームメディアコーポレーション入社 戦略事業本部本部長 2022年 6月 当社取締役 (現任) 8月 株式会社HashLink取締役 2023年 1月 株式会社HashLink代表取締役 (現任) 3月 CommSeed Korea Co.,Ltd.代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社HashLink代表取締役 CommSeed Korea Co.,Ltd.代表取締役	一株
(取締役候補者とした理由) 李炫雨氏は日本を含む世界各国において、プロジェクトマネジメントや新規事業開発を行ってきた実績があります。また、当社の目指すビジネス領域、とりわけIPビジネスに精通し高い知見を有していることから、当社の新規事業にその豊富な経験と実績を、当社の企業価値向上のために活かしていただけることを期待し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	趙容峻 (1965年10月7日生)	2000年2月 D-Gate株式会社入社 財務担当取締役 2008年8月 Cykan Holdings Co.,Ltd.入社 常務兼 海外戦略事業部総括役 2009年6月 当社取締役(現任) 2014年3月 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役(現任) 5月 株式会社サイカン取締役 2017年11月 Cykan Holdings Co.,Ltd.取締役 兼 海外戦略事業部総括役 2020年9月 Cykan Holdings Co.,Ltd.代表取締役(現任) 12月 仁川都市観光株式会社代表取締役(現任) 2022年2月 株式会社Green paradise取締役(現任) (重要な兼職の状況) Cykan Holdings Co.,Ltd.代表取締役 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役 仁川都市観光株式会社代表取締役 株式会社Green paradise取締役	2,200株
(取締役候補者とした理由) 趙容峻氏は、親会社Cykan Holdings Co.,Ltd.における代表取締役であります。現在当社は韓国現地法人を設立し、韓国企業との連携を推進するなど、グローバルに事業展開を進めるうえで同氏の経験が今後も当社の経営に必要であることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
5	金智英 (1984年6月6日生)	2005年11月 Cykan Holdings Co.,Ltd. 取締役(現任) 2011年4月 韓国中央日報入社 2016年10月 国立現代美術館(MMCA) 館長遂行秘書及び通訳 株式会社CNN INVESTMENT代表取締役(現任) 12月 仁川都市観光株式会社取締役(現任) 2021年3月 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役(現任) 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) Cykan Holdings Co.,Ltd.取締役 株式会社CNN INVESTMENT代表取締役 仁川都市観光株式会社取締役 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役	200株
(取締役候補者とした理由) 金智英氏は、親会社Cykan Holdings Co.,Ltd.の取締役を兼任しております。同氏は韓国のゲーム業界の事情に精通しており、当社が海外企業とのゲーム事業を推進していくうえで適切な提言・助言をいただくことを期待し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

招集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
6	きむ よん じゅん 金 永 俊 (1986年2月10日生)	2005年11月 Cykan Holdings Co.,Ltd. 取締役（現任） 2014年4月 Cykan Co.,Ltd. 入社 経営改善室長（現任） 株式会社CNN INVESTMENT 取締役 2017年6月 当社取締役 2018年3月 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役（現任） 2019年7月 株式会社モビディック取締役 2022年4月 株式会社HashLink代表取締役 6月 当社取締役（現任） 9月 CommSeed Korea Co.,Ltd.取締役（現任） （重要な兼職の状況） Cykan Holdings Co.,Ltd.取締役 CommSeed Korea Co.,Ltd.取締役 株式会社武雄嬉野国際カントリークラブ取締役	800株
（取締役候補者とした理由） 金永俊氏は、親会社Cykan Holdings Co.,Ltd.の取締役を兼任しており、韓国のゲーム業界の事情に精通していること、同業界内でのネットワークが当社経営に活かせると判断できること等から、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 略歴における社名は、各時点における社名を記載しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、当社の取締役（社外取締役含む）及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者の範囲として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担いたします。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合は、選任された取締役全員がD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の保険契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、当該契約を更新または同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	飯田三郎 (1938年2月12日生)	1960年4月 株式会社東都銀行入行 1987年3月 株式会社三井銀行青葉支店長 1990年10月 極東証券株式会社出向 1991年3月 同社公開引受部長 1993年4月 同社引受部長 1998年5月 新宿三井クラブ副支配人 2003年4月 財団法人東京都中小企業振興公社ビジネスナビゲータ 2004年6月 当社常勤監査役 2021年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）	18,400株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>飯田三郎氏は当社の上場時から、長年にわたり監査役として当社の成長を支えてきた実績があります。その経験と見識をもって、引き続き幅広い観点から当社の経営に対して提言・助言をいただくことを期待し、このたび監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
2	岡本光樹 (1982年7月20日生)	2006年10月 第二東京弁護士会弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所 2008年9月 小笠原国際総合法律事務所入所 2011年6月 当社社外監査役 9月 岡本総合法律事務所開設（現任） 2017年7月 東京都議会議員 2021年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) 岡本総合法律事務所 弁護士	100株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>岡本光樹氏は弁護士として各方面で活躍される一方、企業法務に精通し、企業経営に関する豊富な知見を有しております。弁護士として培われた豊富な専門知識を、引き続き当社監査体制に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されていませんが、上記の理由及びこれまでの当社社外監査役としての実績から、その職務を十全に遂行できるものと判断いたしております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	谷 口 郁 夫 (1971年12月16日生)	1994年10月 青山監査法人入所 1997年 4 月 公認会計士登録 米國コーネル大学ジョンソンスクール (MBA) 留学 2005年10月 クレディスイスボストン証券入社東京支店資本市場部配属 2012年10月 谷口郁夫公認会計士事務所 (現谷口パートナーズ国際会計・税務事務所) 代表 (現任) 12月 税理士登録 2013年10月 投資助言業登録 2014年 6 月 当社社外監査役 10月 GMOクリック証券株式会社 社外監査役 2021年 6 月 当社社外取締役 監査等委員 (現任) 2022年 3 月 GMOクリック証券株式会社 社外取締役監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 谷口パートナーズ国際会計・税務事務所 代表 GMOクリック証券株式会社 社外取締役監査等委員	100株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 谷口郁夫氏は公認会計士の資格を持ち、企業会計に精通していることから、引き続き客観的な見地に基づき適切な監査を実施いただけることが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 略歴における社名は、各時点における社名を記載しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、全て会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、当社の取締役 (社外取締役含む) 及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者の範囲として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (以下、「D&O保険」という。) 契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害 (ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。) 等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担いたします。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合は、選任された取締役全員がD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の保険契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、当該契約を更新または同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
5. 当社は、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各候補者と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額であります。
6. 飯田三郎氏は、現在当社の監査等委員である取締役 (社外) であり、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

7. 岡本光樹氏は、現在当社の監査等委員である取締役（社外）であり、当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
8. 谷口郁夫氏は、現在当社の監査等委員である取締役（社外）であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。同氏は名古屋証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

【ご参考】

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり選任いただいた場合の各取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役	性別	企業経営	ゲーム企画・運営	ゲーム開発・技術研究	事業開発・マーケティング	財務・会計	法務・コンプライアンス	国際経験・海外ビジネス	M & A・経営再建
塚原謙次	男	●	●		●	●			●
羽成正己	男	●		●		●	●		
李炫雨	男		●		●			●	
趙容峻	男	●				●		●	●
金智英	女		●					●	
金永峻	男		●		●			●	
飯田三郎	男					●			●
岡本光樹	男						●		●
谷口郁夫	男	●				●		●	●

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月23日開催の第30回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました金紀彦氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
かね だ まさ とし 敏 金 田 正 敏 (1979年11月21日生)	2014年1月 第二東京弁護士会登録 法律事務所フロンティアロー入所 2020年9月 弁護士法人オルビス東京事務所入所(現任) 2023年3月 株式会社ダイナスティリゾート監査役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人オルビス社員弁護士 株式会社ダイナスティリゾート 監査役	一株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 金田正敏氏は韓国ビジネス法務に精通した弁護士として各方面で活躍されております。弁護士としての知見とあわせ、豊富な専門知識を当社の事業や監査体制に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 略歴における社名は、各時点における社名を記載しております。
2. 金田正敏氏は、当社が顧問契約を締結している弁護士法人オルビス東京事務所の弁護士であり、法人に対して顧問料を払っておりますが、その性質・金額に照らして、同氏の独立性に影響を及ぼす恐れはありません。
3. 金田正敏氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

4. 当社は、当社の取締役（社外取締役含む）及び当社の子会社の取締役、監査役を被保険者の範囲として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担いたします。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合にはD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の保険契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、当該契約を更新または同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
5. 当社は、金田正敏氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

〒110-0006 東京都台東区秋葉原1番1号
秋葉原ビジネスセンター
ミーティングスペースA P秋葉原 5階会議室
TEL.03(5289)9109



- JR線・つくばエクスプレス・東京メトロ日比谷線「秋葉原駅」より徒歩5分
- 東京メトロ銀座線「末広町駅」より徒歩5分